

案件概要書

平成 24 年 4 月 27 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業

(The Project for Development of Infrastructure for Thilawa Special Economic Zone)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における経済特別区（以下、「SEZ」という。）の開発実績（現状）と課題

ミャンマーは長年、国内の政治的対立や少数民族に対する人権問題等で国際的に孤立し、低成長を続けてきたが、2011 年 3 月のテイン・セイン大統領の就任後、民主化・市場経済化に向けて急速な進展を見せてきている。ミャンマー政府は、当国の経済成長を通じた国民の生計向上を実現する上で、海外直接投資の誘致を重視しており、特にティラワ、ダウエイ、チャオピュー等の SEZ 開発により、外国企業の誘致を促進するとの方針を掲げている。

現在計画中の SEZ の中でも、ヤンゴン都市圏に隣接するティラワ SEZ は、豊富な労働力、既存の産業集積が利点となっており、ミャンマー政府は、高い技術力を有し、アジア各国の SEZ において雇用創出の実績を持つ日本企業の進出を期待している。同 SEZ においては、ミャンマーの豊富な労働力を活かした労働集約的な製造業の進出により、雇用創出を通じた国民の所得向上への寄与が期待される。また、外国企業の進出により、海外の資本及び技術が導入され、当国の中長期的な産業育成に資するものと考えられる。

同 SEZ 建設予定地は現時点ではインフラが未整備となっており、企業進出を促進するためには、SEZ 内部及び周辺のインフラ整備が急務となっている。

(2) 当該国における SEZ の開発政策と本事業の位置づけ

上述の通り、ミャンマー政府は経済発展を実現する上で、海外直接投資の誘致を重視しており、SEZ 法の制定(2011 年 1 月 27 日発効)、外国投資法の改定(国会審議中)等の法制度整備を進めている。

SEZ の指定状況については、ダウエイは既に SEZ に指定されており、ティラワ及びチャオピューについては、目下 SEZ 指定の手続きが進められている。

ティラワ SEZ 関連インフラ整備事業（以下、「本事業」という。）は、ミャンマー政府が法制度面での整備を進めるティラワ SEZ に関連するインフラを整備することにより、同 SEZ に日本企業を始めとした外国企業を誘致し、工業化を通じたミャンマーの経済発展及び国民の所得向上に資するものである。

(3) SEZ に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

4 月 21 日に制定された対ミャンマー経済協力方針においては、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を支援するとの方針が示されている。本事業は、ティラワ SEZ に関連するインフラを整備することにより、海外直接投資の誘致促進を通じて持続的経済成長に寄与するものであり、同方針と合致している。

(4) 他の援助機関の対応

これまで、SEZ 開発に対する他ドナーの支援実績はない。ただし、国及び民間レベルではタイがダウエイ、中国がチャオピューにおける SEZ 開発に関心を示している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ティラワ SEZ に関連するインフラを整備することにより、ティラワ SEZ への企業進出インセンティブの増加を図り、もって当国全体の経済発展及び国民の生計向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ヤンゴン管区ティラワ地区

(3) 事業概要

1) 本体事業（本体事業の対象は SEZ に関連するインフラであり、SEZ 内の工業ゾーン等の開発は民間企業が行う予定。）

- ① 土木工事：道路、排水網、給水管網、下水道網整備（SEZ 内主要幹線）
- ② 雨水排水施設：ポンプ、ゲート、調整池（SEZ 内）
- ③ 下水処理施設：下水処理場（SEZ 内）
- ④ 電力施設：配電網、変電所、バックアップ用ディーゼル小型発電機（SEZ 内）、送電線（SEZ 周辺）
- ⑤ 通信施設：通信システム網（光ファイバーケーブル、アンテナタワー）（SEZ 内及び周辺）

⑥ コンサルティングサービス：施工管理

2) コンサルティングサービス

- ① ティラワ SEZ における基礎インフラ整備に係るコンサルティングサービス（地質調査、詳細設計及び入札補助）
- ② 本体工事の実施手続きに係る能力向上支援

(4) 事業実施体制

借入人：協力準備調査を踏まえ、先方政府と協議の上決定する

事業実施機関：ティラワ SEZ 管理委員会

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：B

② カテゴリー分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる道路セクター、送変電・配電セクター、上水道及び下水・排水処理セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：特に無し。

3) 社会開発促進：特に無し。

(6) 他スキーム、ドナー等との連携：特に無し。

(7) その他特記事項：特に無し。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果：過去の類似事業の事後評価から、SEZ 開発には適切な「立地条

件、インフラ整備、投資条件、賃貸料水準、企業誘致」等が重要であるとの教訓を得ている。

- (2) 本事業への教訓：本事業はティラワ港に直結した SEZ を建設するものであり、特に輸出指向型産業にとって魅力的な立地環境の整備に必要なインフラを整備するものである。インフラ整備については同事業にて支援し、投資条件、賃貸水準、企業誘致については、別途技術協力を通じて適切な内容となるよう支援することを検討している。

以 上

[別添資料]地図

ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業（E/S）地図

